

第202500079230号
令和7年7月20日

鳥取県国民健康保険団体連合会事務局長 様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長
(公 印 省 略)

健康寿命延伸のための調査・分析事業に係る特定健診データ等の利用について（通知）

このことについて、別添のとおり各保険者に依頼していますので御承知いただくとともに、匿名加工情報の利用について、御協力いただくようお願いします。

なお、当該情報の処理及び提供については、各保険者からの同意が得られ次第、別途依頼します。

担 当	健康医療局健康政策課 健康づくり文化創造担当 北根
電 話	0857-26-7227
ファクシ	0857-26-8726
電子メール	kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

各市町村長 様

鳥取県知事
(公印省略)

健康寿命延伸のための調査・分析事業に係る特定健診データ等の利用に関する同意について（依頼）

本県の健康づくり施策の推進には、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県は、令和6年4月に策定した「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）」において、健康寿命の延伸を目指し、地域や職域など社会全体で健康づくりを強力に推進する環境を整備することを重点的な取組と位置づけています。

このたび、当該取組の一つとして、鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が管理するKDB システム等の国保総合システム専用端末から抽出したデータをもとに、県民の特定健診や未受診の状況等を地域別、年代別等に分析し、結果をホームページ等において公表することで、県民自らの健康づくりに対する意識醸成などを目的とした、下記の調査・分析事業を行うこととしています。

ついては、本事業の実施を御理解、御承知いただき、別紙同意書を6月30日（月）までに担当者に返送し、くださるようお願いいたします。

なお、本件は個人に関する情報を直接提供受けるものではなく、匿名加工された情報を利用するものですが、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年12月26日鳥取県条例第29号）の趣旨・目的を踏まえ、情報の取扱いに慎重を期すため依頼させていただくものです。

また、国保連に対する匿名加工情報の処理及び提供依頼は、各市町村からの同意がすべて得られてから行うこととしています。

記

○健康寿命延伸のための調査・分析事業

1 事業の目的

- （1）鳥取県民の健康寿命の延伸を目指し、特定健診データ等から得られる生活習慣や健康課題を県民、行政、保険者が共有し、健康増進を意識した行動変容の促進や保健事業等へ活用する。
- （2）地域や職域が連携して健康づくりに活用する啓発を行う。

2 調査・分析方法

- ・国保連が管理する特定健診データ（匿名加工後）等の提供を受けた後、当該データを統合し本県の直接実施事業として分析を行う。 ※保険者に行っていただく作業は一切発生しません。
- ・分析に係る助言者として、調査分析事業検討委員会（仮称）に参加する鳥取大学等の学識経験者から助言を得る他、鳥取県福祉保健部参事（公衆衛生医師）が分析事業全体の監修を行う。
- ・全県単位、二次医療圏単位での性別、年代別等の分析の他、必要に応じて市町村単位の分析等を行う。

3 期待する分析成果

- ・特定健診等の受診動向、受診結果及び健康課題を広く情報提供することにより、県民が自らの健康課題を知り、改善に向けた行動変容の動機づけとなること。
- ・特定健診等の質問票の項目から県民の生活習慣や意識を把握することにより、生活習慣の改善に効果的な啓発や受診勧奨等の働きかけが可能となること。
- ・特定健診等の性別、年代別に応じた分析により、メタボリックシンドローム該当者等対象を絞った効果的な啓発が可能となること（全国健康保険協会鳥取支部からもデータ提供いただく予定）

- ・健康増進や生活習慣病予防について、分析結果を根拠とし地域と職域が連携した政策展開や保健事業等の実施へ繋げることが可能となること。

4 利用項目・統計年月

【利用項目】

＜特定健診等受診者＞

受診年度、住所地（市町村名）、5歳年齢階級、性別、保健指導支援レベル、保健指導実施の有無（「有」の場合は、終了状況が分かるデータ）、腹囲、BMI、収縮期血圧、拡張期血圧、中性脂肪、HDL、LDL、GOT、GPT、 γ GTP、空腹時血糖、HbA1c、尿糖、尿酸、血清クレアチニン、尿蛋白、eGFR、腹囲リスク、血圧リスク、代謝リスク、脂質リスク、メタボリック予備群、メタボリックリスク、質問票（22項目）

＜特定健診等未受診者＞

2023年度（提供時点で可能な最新データ）の特定健診等未受診者の住所地（市町村名）、5歳刻み年齢、性別、健診受診の有無（当該年度、前年度、前々年度を3列での提供を希望）、受診有の年度は保健指導レベル及び保健指導実施の有無（「有」の場合は、終了状況が分かるデータ）、質問票（1～6）

【統計年月】

- ・2023年度特定健診等データ又は提供時点で可能な最新データ
- ・2023年度特定健診等未受診者データ又は提供時点で可能な最新データ

5 データ利用期間

2年間

※本事業が全て終了したときは、提供元にデータを返却し本県で保存したデータの消去を行う。

6 成果の公表

ホームページ、リーフレットへの引用、学会発表等を想定

7 成果の活用

県民、行政、保険者それぞれが有益に活用することを想定している。

- ・県民
公開された分析結果等を知ることにより、健康課題をより身近に感じ、健康寿命の延伸に向けた行動変容につなげる。
- ・行政
保健所が開催する健康づくりや地域・職域連携等の会議において、分析結果を基にした圏域課題の共有と実効性のある対策等を検討するために活用する。
- ・保険者
 - ・特定健診データ等から得られる生活習慣や健康課題について、分析結果を地域・職域連携の推進に活用する。
 - ・特定健診等未受診者の傾向を連続未受診者、不定期受診者に分類しその際の保健指導区分等を分析することにより、みなし健診の利用も含めた受診勧奨に活用する。

担 当 健康医療局健康政策課
健康づくり文化創造担当 北根

電 話 0857-26-7227

ファクシ 0857-26-8726

電子メール kennkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

別 紙

(番号)

令 和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

職氏名

(公印省略)

特定健診データ等の利用に係る同意書

令和7年6月20日付第202500079228号で依頼のあった健康寿命延伸のための調査・分析事業に係る特定健診データ等の利用に関する内容について、同意します。

担当者〇〇

鳥取県医師国民健康保険組合理事長 }
鳥取県後期高齢者医療広域連合長 } 様

鳥取県知事
(公印省略)

健康寿命延伸のための調査・分析事業に係る特定健診データ等の利用に関する同意について（依頼）

本県の健康づくり施策の推進には、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県は、令和6年4月に策定した「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）」において、健康寿命の延伸を目指し、地域や職域など社会全体で健康づくりを強力に推進する環境を整備することを重点的な取組と位置づけています。

このたび、当該取組の一つとして、鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が管理するKDB システム等の国保総合システム専用端末から抽出したデータをもとに、県民の特定健診や未受診の状況等を地域別、年代別等に分析し、結果をホームページ等において公表することで、県民自らの健康づくりに対する意識醸成などを目的とした、下記の調査・分析事業を行うこととしています。

ついては、本事業の実施を御理解、御承知いただき、別紙同意書を6月30日（月）までに担当者に返送してくださいようお願いします。

なお、本件は個人に関する情報を直接提供受けるものではなく、匿名加工された情報を利用するものです。が、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年12月26日鳥取県条例第29号）の趣旨・目的を踏まえ、情報の取扱いに慎重を期すため依頼させていただくものです。

また、国保連に対する匿名加工情報の処理及び提供依頼は、貴団体からの同意が得られてから行うこととしています。

記

○健康寿命延伸のための調査・分析事業

1 事業の目的

- （1）鳥取県民の健康寿命の延伸を目指し、特定健診データ等から得られる生活習慣や健康課題を県民、行政、保険者が共有し、健康増進を意識した行動変容の促進や保健事業等へ活用する。
- （2）地域や職域が連携して健康づくりに活用する啓発を行う。

2 調査・分析方法

- ・国保連が管理する特定健診データ（匿名加工後）等の提供を受けた後、当該データを統合し本県の直接実施事業として分析を行う。※保険者に行っていただく作業は一切発生しません。
- ・分析に係る助言者として、調査分析事業検討委員会（仮称）に参加する鳥取大学等の学識経験者から助言を得る他、鳥取県福祉保健部参事（公衆衛生医師）が分析事業全体の監修を行う。
- ・全県単位、二次医療圏単位での性別、年代別等の分析の他、必要に応じて市町村単位の分析等を行う。

3 期待する分析成果

- ・特定健診等の受診動向、受診結果及び健康課題を広く情報提供することにより、県民が自らの健康課題を知り、改善に向けた行動変容の動機づけとなること。
- ・特定健診等の質問票の項目から県民の生活習慣や意識を把握することにより、生活習慣の改善に効果的な啓発や受診勧奨等の働きかけが可能となること。
- ・特定健診等の性別、年代別に応じた分析により、メタボリックシンドローム該当者等対象を絞った効果

的な啓発が可能となること（全国健康保険協会鳥取支部からもデータ提供いただく予定）

- ・健康増進や生活習慣病予防について、分析結果を根拠とし地域と職域が連携した政策展開や保健事業等の実施へ繋げることが可能となること。

4 利用項目・統計年月

【利用項目】

＜特定健診等受診者＞

受診年度、住所地（市町村名）、5歳年齢階級、性別、保健指導支援レベル、保健指導実施の有無（「有」の場合は、終了状況が分かるデータ）、腹囲、BMI、収縮期血圧、拡張期血圧、中性脂肪、HDL、LDL、GOT、GPT、 γ GTP、空腹時血糖、HbA1c、尿糖、尿酸、血清クレアチニン、尿蛋白、eGFR、腹囲リスク、血圧リスク、代謝リスク、脂質リスク、メタボリック予備群、メタボリックリスク、質問票（22項目）

＜特定健診等未受診者＞

2023年度（提供時点で可能な最新データ）の特定健診等未受診者の住所地（市町村名）、5歳刻み年齢、性別、健診受診の有無（当該年度、前年度、前々年度を3列での提供を希望）、受診有の年度は保健指導レベル及び保健指導実施の有無（「有」の場合は、終了状況が分かるデータ）、質問票（1～6）

【統計年月】

- ・2023年度特定健診等データ又は提供時点で可能な最新データ
- ・2023年度特定健診等未受診者データ又は提供時点で可能な最新データ

5 データ利用期間

2年間

※本事業が全て終了したときは、提供元にデータを返却し本県で保存したデータの消去を行う。

6 成果の公表

ホームページ、リーフレットへの引用、学会発表等を想定

7 成果の活用

県民、行政、保険者それぞれが有益に活用することを想定している。

- ・県民
公開された分析結果等を知ることにより、健康課題をより身近に感じ、健康寿命の延伸に向けた行動変容につなげる。
- ・行政
保健所が開催する健康づくりや地域・職域連携等の会議において、分析結果を基にした圏域課題の共有と実効性のある対策等を検討するために活用する。
- ・保険者
 - ・特定健診データ等から得られる生活習慣や健康課題について、分析結果を地域・職域連携の推進に活用する。
 - ・特定健診等未受診者の傾向を連続未受診者、不定期受診者に分類しその際の保健指導区分等を分析することにより、みなし健診の利用も含めた受診勧奨に活用する。

担 当 健康医療局健康政策課
健康づくり文化創造担当 北根

電 話 0857-26-7227

ファクシ 0857-26-8726

電子メール kennkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

別 紙

(番号)

令 和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

職氏名

(公印省略)

特定健診データ等の利用に係る同意書

令和7年6月20日付第202500079229号で依頼のあった健康寿命延伸のための調査・
分析事業に係る特定健診データ等の利用に関する内容について、同意します。

担当者 ○○